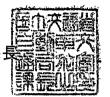


国自旅第 2 5 0 号 平成 1 5 年 3 月 2 8 日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課



宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

「構造改革特区推進のためのプログラム」(平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定)別表2及び「規制改革の推進に関する第2次答申 -経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革 -」(平成14年12月12日総合規制改革会議答申)別表において、「農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化」が挙げられており、平成14年度中に「グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る」ことされているところである(別紙参照)。

これを踏まえ、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎の ための輸送について、今後下記のように取り扱うこととするので、その趣旨及び 内容を十分了知されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車 連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サー ビス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

- 1. 農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合には、道路運送法上の問題はない。
- 2. 1. にいう「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該 宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所と 当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。なお、「最寄りの駅又はこれに準ず る場所」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通 念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないの は言うまでもない。
- 3. 1. にいう「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということを意味するものである。
- 4. 1. にいう「旅客自動車運送事業類似行為」となる場合とは、例えば、送迎に係る金額を宿泊料金とは別に明確に示している場合や、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差があり、その差が送迎に係る対価に該当するという説明以外にその差に対する合理的な説明が困難であるような場合等をいう。

(別紙)

構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日 構造改革特区推進本部決定)(抄)

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項 (抄)

	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う 送迎のための輸送が可能であることの 明確化	道路運送法第4条	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。	平成14年度中	国土交通省

規制改革の推進に関する第2次答申 -経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革-(平成14年12月12日総合規制改革会議答申)(抄)

別表(抄)

	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係 る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	【検討結果(規制改革の内容)】	【検討結果(実 施時期)】	所管省庁
1202	農家民宿等がその宿泊者を対象 に行う送迎のための輸送が可能 であることの明確化	送败运送 法签 4 冬	グリーンツーリズム推進のため、公 共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。	平成14年度中	グリーンツーリズム推進のため、 農家民宿がその宿泊者を対象に行 う送迎のための輸送について、宿 泊者に対するサービス向上の一環 として行うものであって、旅らない 動車運送事業類似行為とならない 限りにおいて可能であることを明 確にした通達の発出について、速 やかに検討の上平成15年3月を 目途に実施する予定である。		国土交通省自 動車交通局旅 客課